

平成二十四年二月十日受領
答弁第二一九号

内閣衆質一八〇第二九号

平成二十四年二月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員横糸勝仁君提出日本海呼称問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横糸勝仁君提出日本海呼称問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの米国バージニア州議会に提出された法案の内容は、日本海の名称をめぐる問題に関する我が国の立場と相容れないものと認識している。日本海の名称をめぐる問題に関しては、これまで適切に対応してきているが、お尋ねの「外交的関与」の有無についてお答えすることは、今後の情報収集や外交活動等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

二について

米国の連邦議会、各州議会等の動向については、在米国日本国大使館、在米国日本国総領事館等が情報収集を行い、必要に応じて外務本省に報告することとなっている。

三について

日本海の名称は、当該海域の国際的に確立した唯一の名称であり、国際連合や米国を始めとする主要国の政府も、公式文書等において日本海の名称を使用していると認識している。政府としては、これまで英国、フランス及び米国の主要な図書館等が所蔵する古地図の調査を行うとともに、在外公館等を活用して

各国の地図出版社等に対して申入れを行い、日本海の名称が当該海域の国際的に確立した唯一の名称であることについて、国際社会において正しい理解を得るべく努力してきたところである。

四及び五について

お尋ねの「日本海呼称問題と他の外交的問題（領有権、海洋資源開発等）との関連性」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、日本海の名称をめぐる問題に関し、韓国側の主張に対して断固反駁はくするとともに、日本海の名称が当該海域の国際的に確立した唯一の名称であることについて、国際社会において正しい理解を得るべく、引き続き努力していく考えである。